悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準について

平成16年3月30日付新居浜市告示43号

1 敷地境界線における規制基準(法第4条第1項第1号に規定する規制基準)

指定地域の区分	A区域	B区域
特定悪臭物質	(単位 百万分率)	(単位 百万分率)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0. 004
硫 化 水 素	0.02	0.06
硫化メチル	0. 01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0. 1
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0. 9	4
酢 酸 エ チ ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	1 0	3 0
ス チ レ ン	0. 4	0.8
キ シ レ ン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004

- 2 排出口における規制基準(法第4条第1項第2号に規定する規制基準)
 - (1) 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

/この式において、q、He及び Cm は、それぞれ次の値を表すものと する。

q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立法メートル毎時)

He (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm 1の表において特定悪臭物質の種類及び指定地域の区分ごとに 定められた規制基準の値(単位 百万分率)

(2)に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル 未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

H t =2.01×10⁻³• Q •(T -288)•(2.30log J +
$$\frac{I}{J}$$
-1)

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

/ この式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値 を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

3 排出水における規制基準(法第4条第1項第3号に規定する規制基準)

	指定地域の区分	A区域	B区域
特定悪臭物質	排出水の量	単位 1 リットルにつき ミリケ・ラム	単位 1 リットルにつき ミリク・ラム
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場 合	0.03	0.06
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場 合	0.1	0.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場 合	0.3	2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場 合	0.6	2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09